

(3) 大学改革の促進と戦略的経営に向けた機能拡張

【あるべき姿とその実現に向けた方向性】

不確実性の高い社会を豊かな知識基盤を活用することで乗り切るため、今後、全ての大学が同一のあるべき姿を目指すのではなく、個々の強みを伸ばし、各大学にふさわしいミッションを明確化することで、多様な大学群の形成を目指す。これにより、人々は大学が提供する教育研究の内容や環境などの付加価値そのもので大学を選択することが可能となり、大学が、多様な価値観に基づく個人の自己実現を後押しし、人々の人生や生活を豊かにするとともに、時代の変化や組織・個人のニーズに合わせて人材が自由に流動することで、大学発の新たな社会変革を次々と起こしていく。同時に、多様化する大学の中で、世界と伍する研究大学のより一層の成長が促進され、卓越した研究力の強化の実現を目指す。

このため、特に国立大学については、その独自性とポテンシャルをより発揮できる環境を実現するため、運営費交付金を配分する国との関係を中心に置いたガバナンスから、国だけでなく、学生や卒業生、研究者、産業界、地域をはじめとする多くのステークホルダーに対する説明と結果責任を果たすようなガバナンスへと大胆に転換し、大学が国のパートナーとして自らの裁量を拡大し、社会と常に対話を行う環境を実現する。これにより、国や地域の知の基盤としての高度な教育研究のみならず、自らが持つ知的資産を最大限に活用した新たな価値創造サービスを担うなどの機能の拡張を図る。

その際、世界と伍する研究大学と地方創生のハブになる大学¹³⁷では、そのミッションの違いから、関係するステークホルダーや財政構造、国との関係や最適な経営システムも必然的に相違している。特に前者では、強靱なガバナンス体制を実現するための大胆な大学改革が行われ、世界レベルの研究環境や給与水準を実現するための民間資金の大幅な拡大、新たに創設する大学ファンドによる支援、大学の自主的な基金の充実などによって、堅固な財政基盤の形成を図る。

他方、地方創生のハブを担うべき大学では、地域産業を支える社会人の受入れの拡大、最新の知識・技術の活用や異分野との人材のマッチングによるイノベーションの創出、地域産業における生産性向上の支援、若手研究者が経験を積むことができるポストの確保・環境整備といった取組を進め、これにより、地域や企業から投資を呼び込み、地域と大学の発展につなげるエコシステムの形成を図る。また、複数の国公私立大学や研究所で連携するような活動を進める。

国立研究開発法人については、それぞれのミッション・特性に応じてその責務を果たすとともに、外部機関との積極的な連携・協力により、民間資金や寄附金なども含め多様な財源を確保し、財政基盤を強化しつつ、研究開発成果の最大化を着実に実施する。

【目標】

- ・ 多様で個性的な大学群が、個人の自己実現を後押しし、人々の人生や生活を豊かにするとともに、卓越した研究力を含めた知識基盤が、新たな社会変革を牽引する。

【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標）

- ・ 大学等及び国立研究開発法人における民間企業からの共同研究の受入額：2025年度までに、対2018年度比で約7割増加（再掲）
- ・ 国立大学法人の寄附金収入増加率：2021年度から2025年度までに、年平均5%の増加

¹³⁷ 人口減少や雇用創出、デジタル人材の育成など地方の課題解決をリードする大学。

【現状データ】（参考指標）

- ・ 国立大学法人の2007年度～2022年度の寄附金収入増加率の年平均：1.4%
- ・ 大学等及び国立研究開発法人における民間企業からの共同研究の受入額：1,069億円（2021年度）
- ・ 主要大学における2005年度～2022年度の経常支出の成長率（病院経費除く）：東京大学（2.3%）、京都大学（1.9%）、大阪大学（2.1%）、東北大学（1.3%）、参考：スタンフォード大学（6.1%）

① 国立大学法人の真の経営体への転換

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○第4期中期目標期間に向けて、規制による事前管理型から、事後チェック型を基本思想とし、社会変革の駆動力として成長し続ける戦略的な組織として真の経営体に転換すべく、中期目標の在り方の見直しを行う。また、国による法人評価について、毎年度の年度評価を廃止し、原則として6年間を通じた業務実績を評価するよう制度の見直しを行う。あわせて、各国立大学法人が公表する「国立大学法人ガバナンス・コード¹³⁸」への適合状況等の報告について確認を行い、各国立大学法人が大学経営の状況や意思決定の仕組みについて透明性を確保し、関係者への説明責任を果たすようにする。 【文】</p>	<p>・第212回国会において「国立大学法人法の一部を改正する法律」が成立したことを受け、国立大学法人ガバナンス・コードの改訂に関する検討を開始。</p>	<p>・「国立大学法人法の一部を改正する法律」が成立したことを受け、国立大学法人ガバナンス・コードを2024年度中に改訂することを目指す。 【文】</p>

② 戦略的経営を支援する規制緩和

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○学長選考会議への学長の関与の排除や学長選考会議の持つ牽制機能の明確化を図るとともに、国立大学法人の学生定員の変更や組織の再編手続の簡素化、優秀な留学生の確保のための定員管理や授業料設定の弾力化を、第4期中期目標期間より実施する。 【文】</p>	<p>・「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ 第二次提言」を受け、国立大学法人は、当該法人が設置する大学等における外国人留学生の受入れのための環境の整備その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、標準額に関わらず、外国人留学生の授業料等を設定できることとする旨の省令改正を公布・施行。</p>	<p>・省令改正の内容を周知するとともに、留学生の定員管理の柔軟化については引き続き検討。 【文】</p>
<p>○2025年度までに、大学への寄附税制に係る優遇措置を拡大し、大学の自主財源の拡大を促進する。 【科技、文】</p>	<p>・2024年度税制改正の大綱を受け、国立大学法人等への個人寄附の税額控除の対象を拡大する告示改正を検討中。</p>	<p>・告示改正後に改正内容の周知・広報によって制度の活用を促進。 【文】</p>
<p>○第4期中期目標期間に向けて、多様なステークホルダーの目線からも理解しやすいよう国立大学法人会計基準を見直すとともに、国立大学法人が自ら獲得した多様な財源を戦略的に積み立てる仕組みの創設や、次期中期目標期間に繰り越しができるよう目的積立金の見直しを行う。 【文】</p>	<p>・「世界と伍する研究大学の在り方について」において、中期目標期間を超える繰越承認の手続を簡素化し、長期にわたって運用可能な制度を設けることが必要とされたことを踏まえ、国立大学法人会計基準の改正を公布。</p>	<p>・改正後の国立大学法人会計基準の適用に向け、実務的な内容を検討。 【文】</p>

¹³⁸ 国立大学法人が経営の透明性を高め、教育・研究・社会貢献機能を強化し、社会の変化に応じた役割を果たし続けていくために、自らの経営を律しつつ、その機能を更なる高みへと進めるための基本原則となる規範。

<p>○第4期中期目標期間に向けて、国立大学による債券発行の対象事業及び償還期間の更なる拡大・延長や償還財源の多様化、公的研究費の間接経費の用途の柔軟化（中長期積立・設備更新への活用等）に向けた検討を進めるなど、安定的な財務運営を可能とする。 【<u>科技</u>、<u>文</u>】</p>	<p>・第212回国会において成立した「国立大学法人法の一部を改正する法律」により、2024年4月1日より長期借入金の借入れや債券の発行が可能となる費用の範囲が拡大。</p>	<p>・制度改正の内容について周知を図る。 【<u>文</u>】</p>
<p>○大学関係者、産業界及び政府による「大学支援フォーラムPEAKS」において、大学における経営課題や解決策等について具体的に議論し、イノベーションの創出につながる好事例の水平展開、規制緩和等の検討、大学経営層の育成を進めるとともに、政府は現場からの規制緩和等の提案について迅速に検討し、必要な政策を実行する。 【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】</p>	<p>・日本型大学成長モデルの具体化及びそれを支える大学経営人材の確保・育成に関わる実証事業を通じて構築した日本型大学成長モデルを、PEAKS全体会合等を通じて参画大学に共有し、水平展開を図った。</p>	<p>・実証事業を通じて構築したノウハウ集等を活用し、引き続き水平展開を図る。 【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】</p>

③ 10兆円規模の大学ファンドの創設

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○我が国の大学の国際競争力の低下や財政基盤の脆弱化といった現状を打破し、イノベーション・エコシステムの中核となるべき大学が、社会ニーズに合った人材の輩出、世界レベルの研究成果の創出、社会変革を先導する大学発スタートアップの創出といった役割をより一層果たしていくため、これまでにない手法により世界レベルの研究基盤の構築のための大胆な投資を実行する。具体的には、10兆円規模のファンドを早期に実現し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、若手人材育成等を長期かつ安定的に支援することで、我が国のイノベーション・エコシステムを構築する¹³⁹。本ファンドへの参画にあたっては、自律した経営、責任あるガバナンスなど、大学改革へのコミットやファンドへの資金拠出を求めるとともに、関連する既存事業の見直しを図る。また、将来的には参画大学が自らの資金で基金を運用することを目指す観点から、外部資金獲得増加や、その一部を基金へ積み立てる等の仕組みを導入する。 【<u>科技</u>、<u>文</u>】</p>	<p>・国際卓越研究大学について、10大学から申請を受け付け、2023年4月から有識者会議において大学側との丁寧な対話や研究現場の視察を通じて審査を実施。8月末に有識者会議において、初回の公募における国際卓越研究大学の認定候補として東北大学を選定。</p> <p>・大学ファンドについて、2023年3月末に運用元本が10兆円規模に到達。JSTにおいて長期的な観点から適切なリスク管理を行いつつ効率的に大学ファンドを運用中。</p> <p>・第212回国会において成立した「国立大学法人法の一部を改正する法律」により、法人の大きな運営方針を決議し、決議した内容に基づいて法人運営が行われているかどうかを監督するための合議体である運営方針会議の設置が可能となった。</p>	<p>・東北大学に対し有識者会議が付した条件等について引き続き状況を確認し、科学技術・学術審議会、総合科学技術・イノベーション会議の意見聴取を行い、2024年度中に文部科学大臣が認定・認可の可否を判断する。認定・認可となった場合、2024年度中の支援開始を目指す。また、次回の公募は、大学ファンドの運用状況等を勘案し、2024年度中の開始を予定。(再掲)【<u>科技</u>、<u>文</u>】</p> <p>・リスク管理を徹底するなど、JSTにおいて引き続き適切に大学ファンドを運用する。(再掲)【<u>科技</u>、<u>文</u>】</p> <p>・運営方針会議の設置に係る制度改正が施行される2024年10月1日に向け、制度の周知を図る。 【<u>文</u>】</p>

¹³⁹ 世界の主要大学のファンドは、ハーバード大（約4.5兆円）、イェール大（約3.3兆円）、スタンフォード大（約3.1兆円）など米国大学合計（約65兆円）。その他、ケンブリッジ大（約1.0兆円）、オックスフォード大（約8,200億円）。

※各大学は2019年数値、米国大学合計は2017年数値（いずれも最新値）

④ 大学の基盤を支える公的資金とガバナンスの多様化

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○2021 年度における国立大学法人運営費交付金の配分について、研究や教育等の成果指標に基づく配分についてその規模を拡大し、よりメリハリのある配分とする。また、第4期中期目標期間に向けて、ワールドクラスの研究大学や地方創生のハブとなる大学といった大学ごとのミッションも踏まえつつ、共通の成果指標について e-CSTI 等も活用し更に客観的・定量的なものとなるよう厳選して見直すなど、新たな国立大学法人運営費交付金の配分ルールを導入して、毎年度評価しメリハリある配分を実施する。【文】</p>	<p>・第4期中期目標期間開始にあたり、国立大学法人運営費交付金「成果を中心とする実績状況に基づく配分」において評価を行うグループ分けを大学の規模や組織体制の観点から見直すことにより、より公正な競争環境を整備するとともに、アウトカム重視の指標への見直しを実施。</p>	<p>・第4期中期目標期間において、引き続き、「成果を中心とする実績状況に基づく配分」を活用して、毎年度評価しメリハリある配分を着実に実施。【文】</p>
<p>○国立大学について、戦略的経営を実現する学長の選考方法や執行をチェックする仕組み、非国家公務員型の給与体系による世界トップクラスの研究者を招へいできる給与・評価制度の導入、学生定員や授業料の自律的な管理・決定、戦略的経営を促す新たな財務・会計システム、固有の国の管理・評価の仕組みの導入など、ワールドクラスの研究大学を実現するための新たな法的枠組みを2021年度中に検討し、結論を得る。【科技、文】</p>	<p>・国際卓越研究大学への10大学からの申請について、有識者会議において大学側との対話や現場視察を通じて審査を実施。初回の公募における国際卓越研究大学の認定候補として東北大学を選定。</p> <p>・第212回国会において成立した「国立大学法人法の一部を改正する法律」により、法人の大きな運営方針を決議し、決議に基づいて法人運営が行われているかを監督する合議体である運営方針会議の設置が可能となった。</p>	<p>・東北大学に対し有識者会議が付した条件等について引き続き状況を確認し、科学技術・学術審議会、総合科学技術・イノベーション会議の意見聴取を行い、2024年度中に文部科学大臣が認定・認可の可否を判断する。認定・認可となった場合、2024年度中の支援開始を目指す。また、次回の公募は、大学ファンドの運用状況等を勘案し、2024年度中の開始を予定。(再掲)【科技、文】</p> <p>・運営方針会議の設置に係る制度改正が施行される2024年10月1日に向け、制度の周知を図る。(再掲)【文】</p>
<p>○国立大学法人の戦略的経営を支える上で欠かせない職員について、高度な専門スキルや能力に応じた専門職を配置するなど、公務員準拠や年功序列によらない給与制度を導入するため、国は、国立大学法人職員の給与水準の検証の在り方について検討する。また、国立大学法人は、こうした経営を支える職員のキャリア形成や専門性の強化等を進める上で、他大学のみならず、国や企業等との対等な人事交流や大学マネジメントのデジタル化を積極的に進める。【科技、文】</p>	<p>・2021年以降に実施した各国立大学法人の職員の給与の水準に対する検証では、国家公務員給与よりも高いかどうかという観点から、給与水準設定の考え方、その合理性及び妥当性の説明から適切な対応が執られているかという観点により行うこととした。</p> <p>・2022年度より開始している第4期中期目標期間の中期目標大綱にデジタル・キャンパスの推進を記載し、全ての国立大学法人において、デジタル・キャンパスの推進に関する中期目標を設定。</p>	<p>・引き続き、各国立大学法人による給与水準設定の考え方、その合理性及び妥当性の説明から適切な対応が執られているかという観点で検証を行っていく。【文】</p> <p>・2026年に、デジタル・キャンパスの推進も含めた国立大学法人の業務の実績等について国立大学法人評価委員会による4年目終了時評価を行う。【文】</p>
<p>○国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立高等専門学校を指す。以下同じ。）の施設については、キャンパス全体が有機的に連携し、あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレイヤーが共創できる拠点「イノベーション・コモンズ¹⁴⁰」の実現を目指す。こうした視点も盛り込</p>	<p>・「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、2021年度から、各国立大学法人等が実施する「イノベーション・コモンズ」の実現に向けた施設整備を着実に推進中。また、「国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議」において、DX・GX等の成長分野やグローバル化</p>	<p>・国立大学法人等が、地域、産業界等多様なステークホルダーと共に、共創拠点（イノベーション・コモンズ）化を推進するため、成長分野、人材育成、グローバル化等への対応の視点も生かしつつ、引き続き、施設・キャンパス整備の企画段階を含め、教育研究活動等のソフトと施設整備のハードが</p>

¹⁴⁰ イノベーション・コモンズとは、教育、研究、産学連携、地域連携など様々な分野・場面において、学生、研究者、産業界、自治体など様々なプレイヤーが対面やオンラインを通じ自由に集い、交流し、共創することで、新たな価値を創造できるキャンパスのこと。

<p>んで国が国立大学法人等の全体の施設整備計画を策定し、継続的な支援を行うとともに、国立大学法人等が自ら行う戦略的な施設整備や施設マネジメント等も通じて、計画的・重点的な施設整備を進める。【文】</p>	<p>等に対応した環境整備について取組のポイントや推進方策、事例を検討し、2023年10月に「我が国の未来の成長を見据えた『イノベーション・コモンズ（共創拠点）』の更なる展開に向けて」を取りまとめ、公表。これらの取組の情報発信を国立大学法人等や産業界等に向けて実施。さらに、「イノベーション・コモンズ」の実現に資する官民連携手法であるコンセッション事業を検討する大学支援事業として、2件を採択。</p>	<p>一体となった取組への支援を行うとともに、取組による効果・成果の可視化や情報発信の強化、大学等への伴走支援等を行う。さらに、次期「国立大学法人等施設整備5か年計画」の策定に向けて、有識者会議を開催し検討を行う。【文】</p>
<p>○私立大学については、建学の精神及び私学の特色を生かした質の高い教育研究等に取り組むことができるよう、私学助成等について、国は一層のメリハリのある配分を行う。【文】</p>	<p>・私立大学等経常費補助金において、アウトカム指標を含む教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進。また、2023年度予算において、人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society 5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を生かして改革に取り組む大学等を重点的に支援。</p>	<p>・引き続き、私立大学等経常費補助金において、アウトカム指標を含む教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進。また、人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society 5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を生かして改革に取り組む大学等を重点的に支援。【文】</p>
<p>○大学の投資対象としての価値向上や学内リソースの効果的な配分のため、大学が持つ研究シーズや人材などのリソースを可視化する大学IR（Institutional Research）システムの導入を、「大学支援フォーラムPEAKS」等の活動を通じて推進し、企業のニーズとのマッチングや戦略的な大学経営基盤の構築を進める。【科技、文】</p>	<p>・日本型大学成長モデルの具体化及びそれを支える大学経営人材の確保・育成に関わる実証事業を通じて構築した日本型大学成長モデルを、PEAKS全体会合等を通じて参画大学に共有し、水平展開を図った。</p>	<p>・実証事業を通じて構築したノウハウ集等を活用し、引き続き水平展開を図る。（再掲）【科技、文、経】</p>
<p>○大学の研究力強化を図るため、2021年度から、文部科学省における組織・体制の見直し・強化を進め、第6期基本計画期間中を通じて、国公私立大学の研究人材、資金、環境等に係る施策を戦略的かつ総合的に推進する。【文】</p>	<p>・「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」の着実な推進とともに、2024年2月には新たな政府予算案の反映や対象事業の追加、参考事例の修正を行う等、同パッケージを改定。</p> <p>・2022年度第二次補正予算により創設した基金において、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）」で12大学を採択したほか、「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」で30大学を採択。</p> <p>・2020年度から開始した「共創の場形成支援プログラム」において、6拠点の採択を行うなど支援を実施。</p> <p>・2023年度に創設した「学際領域展開ハブ形成プログラム」について、8件の取組を採択し、組織・分野の枠を超えた新たな学際研究領域のネットワーク形成を促進。</p> <p>・WPIにおいて、国際頭脳循環の強化および新たな基礎科学領域の創出のため、2023年度に新規で1拠点を採択。ノウハウの横展開や世界水準の待</p>	<p>・引き続き、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」を着実に推進することで、多様な大学が、成長の駆動力としてグローバル課題の解決や社会変革を牽引することを促す。【科技】</p> <p>・「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）」の公募を2024年度も行い、強みや特色を伸ばす大学の戦略的経営を後押し。【文】</p> <p>・「共創の場形成支援プログラム」において、産学官連携拠点の形成や連携推進、地域の課題解決に貢献する大学への支援に取り組む。【文】</p> <p>・「学際領域展開ハブ形成プログラム」について、2024年度も新規採択を行い、新たな学際研究領域のネットワーク形成の取組を拡大。（再掲）【文】</p> <p>・WPIにおいて、国際頭脳循環のハブとなる拠点形成の計画的・継続的な推進やブランド力の強化等により、国内外から若手研究者やトップレベル研</p>

	<p>遇・研究環境等の実現により、世界の優秀な人材を惹きつける国際頭脳循環のハブ拠点形成を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023年度に大学研究力強化委員会を計4回開催し、「多様な研究大学群の形成」に向けて、大学の強みや特色を伸ばし、研究力や地域の中核としての機能を強化する上で必要な取組や支援策の議論を実施。 	<p>究者等呼び込むことができる魅力ある研究拠点と国際研究ネットワークを構築。(再掲)【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、大学研究力強化委員会での議論を、我が国全体の大学の研究力の強化に活用。【文】 ・大学の研究力向上に向けて、大学の研究環境・マネジメント改革に係る取組の現状把握や成功事例の要因分析、取組の可視化を科学技術・学術審議会学術分科会や大学研究力強化委員会等での議論も踏まえ進めるとともに、大学の研究力強化のための取組への支援について検討を進める。【文】
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑤ 国立研究開発法人の機能・財政基盤の強化

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○国は、国立研究開発法人がその責務を果たし、研究開発成果の最大化に向けて、効果的かつ効率的に業務運営・マネジメントを行えるよう、各法人等の意見も踏まえつつ、運用事項の改善に努める。また、国立研究開発法人が、民間企業との共同研究の推進等、財政基盤の強化に取り組めるよう必要な取組を推進する。さらに、特定国立研究開発法人は、世界最高水準の研究開発成果を創出し、イノベーションシステムを強力に駆動する中核機関としての役割を果たす。【科技、関係府省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国研の機能強化に向けて、柔軟な人事・給与の仕組みによる多様な人材の確保、各法人の連携・協力による研究マネジメント人材等の育成、研究成果の知的財産の適切な管理、健全な研究推進の前提となる研究セキュリティ・インテグリティの確保について取りまとめ。 ・特例随意契約制度対象法人の拡大に向けて、先行導入法人に取組状況等のフォローアップ調査を実施。 ・国立研究開発法人イノベーション戦略会議を開催し、優秀で多様な人材の確保・育成、流動性の課題等についてのディスカッション等を実施。 ・民間資金獲得額に応じて、研究者グループヘインセンティブを配分する制度を2023年度に制定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国研における柔軟な人事・給与による多様な人材の確保、各法人の連携・協力による研究マネジメント人材等の育成、知的財産の適切な管理、健全な研究推進の前提となる研究セキュリティ・インテグリティの取組について、関係府省・法人と連携して取り組む。【科技、関係府省】 ・各法人の意見も踏まえつつ、特例随意契約制度の対象法人の拡大等を検討。【科技、関係府省】 ・国研が中核となるイノベーション・エコシステムの構築に向けた調査等を実施。【科技】 ・産総研において、民間資金獲得の推進に向けて、研究者グループへのインセンティブ配分制度を運用。【経】 ・国立環境研究所において、データ活用の基盤強化に取り組む。【環】